

パソコン決裁 デベロッパーズプログラム 利用規約

お客様によるパソコン決裁 デベロッパーズプログラムのご購入は、以下の規約（「以下、本規約」）に準拠するものとします。

本規約は定型約款に該当し、ご同意いただく手続に代えて、実際にご利用いただくことで、本規約についても同意したものとみなされます

1. （定義）

本規約には、次に掲げる定義が適用されます。

- (1) 「**プログラム**」 パソコン決裁 デベロッパーズプログラム
- (2) 「**証書**」 購入手続き完了後に送付する書類「パソコン決裁 デベロッパーズプログラム契約番号のお知らせ」
- (3) 「**ご契約番号**」 証書に記載されたご契約番号
- (4) 「**有効期間**」 証書に記載された有効期間
- (5) 「**付属製品**」 証書に記載されたアプリケーションまたはシステム製品
- (6) 「**モジュール**」 パソコン決裁 デベロッパーズプログラム CD-ROM に含まれるモジュールまたはコンポーネント
- (7) 「**ドキュメンテーション**」 シヤチハタが、本プログラムにより提供する、モジュールおよび特典製品に関する電子形態またはオンライン形式、書面によるユーザマニュアルおよび手引書、その他の資料

2. （特典）

契約期間中、シヤチハタは、お客様に対し、以下の特典を付与します。

- (1) **モジュールおよび付属製品の提供** シヤチハタはお客様に対しモジュールおよび付属製品を提供します。お客様はモジュールおよび付属製品の使用に際し本規約の条件を承諾しなければなりません。シヤチハタは、自己の裁量により、お客様への予告なしに、随時、本プログラムに新たなモジュールおよび付属製品を追加し、また本プログラムからモジュールおよび付属製品を除外する権利を有します。
- (2) **サポート** お客様は、シヤチハタが提供するモジュールおよび付属製品について、技術的なサポートを電話もしくは電子メールで問い合わせる権利を有します。

3. （ライセンス）

- (1) **許諾** 本プログラムにより提供されるモジュール、付属製品およびこれらのドキュメンテーションについて、本規約の定める条件により、お客様が利用することを許諾します。
- (2) **使用の範囲** 有効期間中は、以下に規定する場合に限り、本モジュールおよび付属製品を複数台のコンピュータにインストールして使用することができます。
(ア) 開発作業、製品の販売活動の過程において、または宣伝活動に使用する場合
(イ) お客様がお客様の顧客に対して、試用のために本モジュールを含む製品の使用を許諾する場合
- (3) **配布** 有効期間中は、お客様が本モジュールを組み込んで、製品またはサービスと共に複製し、お客様の顧客に配布・頒布し、お客様の顧客が使用することを許諾します。付属製品およびドキュメンテーションを第三者に貸与、または提供することはできません。
- (4) **修正等** 本モジュール、付属製品、またはドキュメンテーションを修正または改造、翻訳すること、もしくは本ソフトウェアまたはドキュメンテーションの派生物を生成することはできません。
- (5) **所有権** 本プログラムの特典として提供される付属製品、モジュールおよびドキュメンテーション、ならびにそのすべてのコピーに関する知的所有権はすべて、シヤチハタに常に帰属するものとします。
- (6) **譲渡等の禁止** シヤチハタの許諾なしに、本規約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡することを禁止します。

4. （サポート）

- (1) お客様がモジュールを製品に組み込むため、もしくはモジュールおよび付属製品の使用方法などについてサポートを要求した場合、シヤチハタは本プログラム有効期間中に限り、無償でサポートを提供する義務を負います。
- (2) 前項にかかわらず、お客様の顧客やお客様の販売店に対して、本プログラムに関するサポートを提供する義務は負いません。

5. （サポート実施内容除外事項）

次の各項に定める事項はサポートの範囲に含まれないものとし、必要な場合は、別途協議の上、実施時期、料金等を決定します。

- (1) 天災、地変その他シヤチハタの責に帰さない事由による場合
- (2) シヤチハタ以外で本プログラムが提供するモジュールおよび付属製品の改変がなされた場合
- (3) 本プログラムが提供するモジュールおよび付属製品の改変及び仕様変更追加作業

- (4) 本プログラムが提供するモジュールおよび付属製品の移設及び撤去により発生した作業
- (5) 出張による本プログラムが提供するモジュールおよび付属製品、またはバージョンアップ版のインストール作業及びシステム設定調整作業
- (6) 本プログラムが提供するモジュールおよび付属製品が稼動するコンピュータ（サーバーまたはクライアント）のハードウェア故障
- (7) 出張による教育及び操作方法、運用のための応用教育
- (8) データの入力、変換、作成作業
- (9) ドキュメンテーションの作成作業
- (10) プログラムのデバック作業
- (11) 機能の追加、プログラムの開発業務
- (12) 本製品以外のソフトウェアに起因する事故の調査
- (13) 本製品以外のソフトウェアのセットアップ方法、操作方法、不具合の判定
- (14) 故意、過失またはお客様の不適切な使用に起因する不具合やデータ消去の復旧、修復作業

6. （バージョンアップ版）

- (1) シヤチハタは、本プログラムのバージョンアップ版を作成したときは、お客様に本プログラムの有効期間中にバージョンアップ版を無償にて提供するものとします。
- (2) お客様からの依頼をもとに前項に規定するバージョンアップ版をシヤチハタが新たに作成した場合、本プログラムのバージョンアップ版の著作権についてはすべてシヤチハタに帰属するものとします。

7. （料金）

- (1) 本プログラムの料金は、シヤチハタあるいは販売元が発行する請求書に基づくものとします。
- (2) お客様は前項に基づくサポート料金を、シヤチハタまたは販売元が発行する請求書に基づき、支払うものとします。
- (3) 料金は、10 各項においてシヤチハタの責に帰すべき事由により本プログラムの有効期間が終了した場合を除き、お客様に返還されないものとします。
- (4) 本プログラムが更新された場合、お客様は更新プログラム料金を、シヤチハタまたは販売元が発行する請求書に基づき、支払うものとします。

8. （有効期間）

- (1) 本プログラムの有効期間は、証書に記載された有効期間を経過するまでとします。
- (2) 前項にかかわらず、本製品のお客様の使用権が消滅した場合、その時点をもって自動的に本プログラムは終了するものとします。
- (3) 本プログラム開始日前に本製品のサポートに関する契約その他の書面（以下「旧契約」）がある場合は、旧契約は本サポート開始日をもって効力を失います。ただし、旧契約について、本サポート開始日時点でお客様に未払いの債務がある場合は、お客様は本サポート開始日後も残債務についての支払い義務を引き続き負います。

9. （プログラム更新の猶予期間）

本プログラムの有効期間を経過して継続する場合、本プログラム終了の日付から最大 90 日間の猶予期間とします。

10. （中途解除）

お客様に次の各項に該当する事由が生じたときは、シヤチハタは何ら通知催告を要することなく直ちに本プログラムを解除できるものとします。お客様に未払いの債務がある場合は、お客様は残債務全額を直ちに支払う義務を負います。

- (1) 手形もしくは小切手を不渡りとし又は一般の支払いを停止したとき
- (2) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
- (3) 第三者より仮差押、仮処分、差押、強制執行もしくは競売の申立て又は公租公課滞納処分を受けたとき
- (4) 破産、特別清算、民事再生もしくは会社更生手続の申立を受け、又は自らこれらを申立てたとき
- (5) 解散、合併、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき
- (6) 重大な過失または背信行為があったとき
- (7) シヤチハタまたは販売元がお客様に対してプログラム料金その他一切の債務（本プログラムの債務に限定されない）の支払を催告したにも

かわらず、お客様が履行しないとき

11. （責任と保障）

- (1) 本プログラムで提供されるモジュール、付属製品について、シヤチハタはその使用または性能に関して何ら保証をいたしません。
- (2) お客様が本プログラムで提供されるモジュール、付属製品を使用することによって発生した損害は、シヤチハタが責任を負うものではなく、いかなる場合においても契約責任・不法行為責任・その他の責任を負うものではありません。
- (3) いかなる場合においても、シヤチハタは、お客様の本プログラム有効期間中に、モジュールおよび付属製品または技術サポートを、製造または市販しなかったとしても、その責めを負いません。いかなる場合においても、シヤチハタは、代替の物品またはサービスの調達にかかる費用について、責任を負わないものとします。
- (4) データを保障する責任はお客様にあるものとし、本プログラムが提供する技術サポートによるデータの喪失についてシヤチハタは一切の責任を負わないものとします。
- (5) 本プログラムが提供する技術サポートはあくまで助言としてお客様に提供されるものであり、シヤチハタの助言を採用するか否かはお客様の判断で行うものとします。またシヤチハタの助言がお客様の質問を解決することおよびお客様の特定の目的に適合することを一切保障しないものとします。
- (6) ただし、本条において当該損害がシヤチハタの故意又は重過失に基づき生じたものである場合は、この限りではありません。

12. （秘密保持）

お客様およびシヤチハタは、本プログラムの有効期間中及び終了後も、本プログラムの履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を、本規約に定める場合を除き、第三者に開示、漏洩しないものとします。

13. （第三者委託）

シヤチハタは、本プログラムが提供する技術サポートの全部又は一部を第三者に委託する場合があります。この場合、シヤチハタは、当該第三者との間で情報の取り扱いに関する秘密保持契約を締結し、前条に定めるシヤチハタの義務と同等の義務を課し、その義務の履行について責任を負うものとします。

14. （輸出）

お客様は、本プログラムで提供されるモジュール、付属製品、またはドキュメンテーションをいかなる国にも出荷、または移送、輸出、アップロード、電子メール媒体などによる配信を行わないことに同意します。

15. （協議事項）

本規約に定めのない事項については、お客様とシヤチハタで協議のうえ対応するものとします。

16. （本規約の変更）

シヤチハタは、シヤチハタが運営するウェブサイトへ通知する方法によって、事前の通知をすることにより、本規約を変更できます。変更の内容はシヤチハタが定める発効日より効力を有します。ただし、発効日の定めがないときは、シヤチハタが運営するウェブサイトへ通知を行った日から 1 週間を経過した日より発効します。

17. （その他）

本プログラムの利用規約は日本国の法律に準拠します。国際物品販売契約に関する国際条約は本プログラムおよび本規約には適用されません。本プログラムはお客様およびシヤチハタとの完全なる契約であり本規約の主題に関して書面または口頭を問わず、これまでのあらゆる合意または了解に優先するものです。本規約のいずれかの規定が無効となった場合であっても、お客様はこの無効が本規約の残部の有効性に何ら影響をあたえません。

以 上

2013 年 9 月 1 日制定

2020 年 3 月 31 日改定